

議案第 93 号

大田原市子宝祝金条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市子宝祝金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 12 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市子宝祝金条例の一部を改正する条例

大田原市子宝祝金条例（平成23年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「10万円」を「50,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に子宝祝金の支給要件に該当する者で、令和2年4月30日までに認定を受けたものに支給する子宝祝金の額については、この条例による改正前の大田原市子宝祝金条例第3条の規定は、なおその効力を有する。